

令和5年度第1回庄内町都市計画審議会 議事録

日 時：令和5年8月2日(水) 9:30～10:45

場 所：庄内町役場 第2会議室

出席委員：第1号委員 佐藤 隆一、日向 弘明

第2号委員 工藤 範子

第3号委員 佐藤 亨（代理 道路計画課課長補佐 阿部 将人）

吉田 克志（代理 地域交通課長 金澤 啓樹）

第4号委員 佐藤 篤

—以上6名—

欠席委員：第1号委員 遠田 雅弘、成田 浩輝

第2号委員 伊藤 和美

事務局：建設課長 佐藤直樹、主査兼都市計画係長 鶴巻光康、主任 齋藤まり絵

—9：30—

■日程説明・自己紹介・事務局職員紹介

■町長あいさつ

おはようございます。大変ご苦勞様でございます。猛暑の中であるいは異動などに伴って欠席の方もいるようですが、令和5年度都市計画審議会は3人新しい方も加わったということで、よろしくお願いたします。

都市計画については、まさに町の柱であり、これからの庄内町の未来ために重要な指針を皆さん方からいろんな意見を出していただきながら進めていくことになろうかと思いますし、以前、勉強会というような話もありましたけれども、諮問を受けてからということのみならず、いろんな形でまちづくりに関して勉強会、あるいはご意見を広く聞ける体制づくりということも必要ですので、よろしくお願いたします。

本日の会議では、役員を選出、庄内町の都市計画の概要、庄内南部圏域のマスタープランの概要説明等々ということになっております。限られた時間ではありますが、しっかり情報共有していただきながら審議会として前に進められるようよろしくお願いたします。

1 開 会

2 協 議

会長及び職務代理者の選出 資料1 資料2

会長に遠田雅弘委員、会長職務代理者に成田浩輝委員を選出

3 報 告

(1)令和5年度庄内町の都市計画の概要について 資料3

事務局が都市計画審議会の目的、所掌事務について説明

事務局が資料に沿って説明

(質疑概要)

委 員：先ほど町長の挨拶にもあったように、未来のまちづくりのために、都市計画区域全体の見直しを含めた将来のまちづくりについて事務局としてはどのように考えているのか。

事務局：町長からの諮問事項の審議となります。また、都市計画審議会からのご意見や

ご提案などがあれば、それらも鑑みながら審議する場合も考えられますが、基本的には諮問事項での審議ということとなります。

本町の現状としては、平成22年以降に都市計画区域も含めた都市計画の内容自体の変更は行われておりません。都市計画区域の見直しについては、県で作成しているマスタープランと関係することから、現時点で特段変更を行うことは考えておりません。

委員：有識者を招聘してお話を伺うなどを行うべきだと考えるがどうか。余目地内において大規模な宅地造成が行われたこともあり、そういったことも踏まえた審議するため、積極的に審議会を開催すべきだと考える。

事務局：町の条例の所掌事務に「町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。」とあることから、ご提案のあった勉強会や、都市計画についての理解を深める機会を設けることについては現在検討しております。

大規模宅地造成の関係ですが、都市計画審議会は個別の開発案件を審議する場ではございません。開発を行うにあたっては、既に都市計画区域の設定並びに用途地域の設定がされており、開発を行う場所については、それに則した規制がかかっております。また、それ以外の開発を行う場合でも必要な手続きや法律条例等でなければいけないことが決まっており、その審査については国や県、および町の関係各署で審議するものであり、都市計画審議会で審議する案件ではありません。

委員：都市計画道路についてですが、南口榎木線、茶屋町志戸線の計画はどうなっているのか。整備する予定がないのであれば計画路線から外す必要があるのではないかと。

事務局：町長の諮問があり、町の都市計画審議会で答申をして、その後県の都市計画審議会で諮った上での変更となります。諮問を行うにしても準備期間が必要となります。これまで見直しを行っていなかったというのも確かにありますが、現段階において見直しを行うことは考えておりません。

委員：今後整備する予定のない道路については整理するなり削除するなどの努力は、必要ではないかと。

事務局：計画路線については、今までの経緯などもあり削除するといったことはできません。

委員：茶屋町志戸線については、バイパス路線としての機能があることから拡幅してほしいという要望があつてこの計画になっているはずだが、整備ができないのであれば見直し等を行わなければならないのではないかと。

事務局：茶屋町志戸線に関しては、近年の要望で都市計画道路となったものではありません。昭和30年代に決定された都市計画の段階で既に決められておりますので、誤解のないよう願います。

委員：都市計画についての見識のある方を招聘しノウハウを聞くなりして、この庄内町がどういう風なビジョンで行くのかなどを意識していかないと駄目ではないかと。

委員：都市計画道路の見直しは審議会が行うのか。

事務局：諮問があつて都市計画審議会ですることになります。

委員：委員から見直しの提案があつたのであれば、提案に対して検討する姿勢というものが必要ではないかと。提案を受けて次の審議会を開催したうえで、見直しに対しての回答があるべきではないかと。

都市計画審議会というのは、どういった会議をしているのかホームページを確認したが、諮問がないからか、もしくは都市計画そのものの変更の必要がないからかわからないが、議論がされていないと感じた。そういったことも踏まえないと議論は進まないのではないかと。

事務局：ご意見について承りました。

(2) 鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(案) ～庄内南部圏域都市計画区域マスタープラン～について 資料 4-1 資料 4-2

事務局が資料に沿って説明

(質疑概要)

委員：流域下水道並びに農業集落排水の整備状況はどうなっているか。

事務局：流域下水道に関しては、本町内における管路整備についてはほぼ終わっています。また、農業集落排水は都市計画区域内での事業箇所はありません。

事務局：ほかにご意見がなければ、この会としては庄内南部圏域都市計画区域マスタープランの内容について、県に対して意見等は申し上げないということで決めさせていただきます。

4 その他

事務局：有識者を招聘してお話を伺う件については皆様同意ということで承知しましたので、これについては調整します。

5 閉 会